

# 令和5年度 不妊に関するデジタル広報等による普及啓発事業 業務委託 仕様書

## 1 事業名

令和5年度 不妊に関するデジタル広報等による普及啓発事業

## 2 事業目的

兵庫県においては不妊症治療に関連した支援や専門相談を継続的に行っているが（※1）、対象となる若年層が相談窓口の存在を知らない、知っていても不妊症治療は自分と関係の無いものとして認識されていることが多く、不妊症専門相談窓口への相談件数の伸び悩みや、若年層への課題意識の低迷が課題として挙げられている。

一方で、加齢とともに妊娠率は下がり、不妊症の原因は男女ともほぼ同等にある事から、特に男性不妊および早期受診・治療について県民の理解を深める必要がある。

そこで、兵庫県内在住の20代～30代の男女をメインターゲットとした「不妊症治療啓発のための広報事業」を展開し、不妊症治療が他人事ではないことへの理解促進を図る。

※1：不妊・不育専門相談／男性不妊専門相談について（兵庫県 HP）  
[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/hw13\\_000000081.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/hw13_000000081.html)

## 3 事業期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

## 4 委託料

金 4,499,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

## 5 業務内容

本業務の内容は以下の通りとする。

### (1) 啓発用動画の制作

ア 不妊症治療をテーマとした動画を2本以上制作し、用途・放映時間に応じて最大限のPR効果を得られる構成を組むこと。

イ より多くの視聴に結び付けるため、没入感のある動画構成、特に最初の10秒に視聴者を引き付ける工夫を凝らし制作を行うこと

ウ 訴求効果が見込まれる場合は、字幕や人物起用（当事者へのインタビュー等）及びナレーションの有無についても提案を行うこと

### (2) ランディングページ制作

R5年度以降も公開するため、保守費用がかからないように、兵庫県公式ホームページに掲載するWEB用ページを作成し、県公式サイトで公開すること。

公式サイトに公開するにあたり、CMS への実装には委託事業者にお問い合わせを行い、実装費用は本事業の費用に含めること。

問い合わせ先：

株式会社大塚商会 担当：神戸 LA 販売課 木下 電話番号：078-230-8352

### (3) 動画広告の配信

#### ア 配信期間

令和6年1月中旬～令和6年2月中旬の1か月間。

なお、配信開始日を変更する場合には、兵庫県と受託者にて協議の上、配信開始日を決定する。

また、配信期間については1ヶ月程度を目安とするが、5(4)②で示す広告効果の保証に定める閲覧数によっては期間の短縮・延長が行えるものとする。

#### イ 配信場所

効果的な配信を提案すること。可能であればデジタルサイネージを利用すること。

#### ウ 配信対象

(ア) 20代～30代の男女

(イ) 広告配信地域：兵庫県内全域

(ウ) 配信機器：PC、タブレット、スマートフォン

※配信対象は、兵庫県と協議して決定する。

#### エ 広告に表示されるバナーデータの作成

対象者に興味を持たせ、不妊症治療の周知・啓発する誘導コピー・配信元を

記載した広告出稿にあたる原稿やその他広告配信に必要な作業を行うこと。

※広告に掲載する原稿については、兵庫県と協議して決定する。

※広告の配信元は兵庫県とする。

#### オ ランディングページへの誘導

5(2)で制作したランディングページの閲覧を促す工夫を施すこと。

### (4) 広告出稿・配信管理業務（配信広告に関する運用業務）

#### ① 広告プランニング

#### ② 配信管理

広告費が効果的に消費されるよう、日々のチューニング管理を行うこと

※掲載された広告については、合計クリック数目標・最低閲覧回数を提案するものとし、最低閲覧回数が下回る場合には受託者の責任において、広告期間の延長（3月31日まで）など閲覧回数が最低回数を上回るための方策を実施すること。

### (5) 報告書作成・成果物の提出

#### ① 配信報告書の作成

配信報告書については、広告配信サービスごと並びに掲載広告ごとの掲載実績（年齢・性別・地域別）及び総合的な分析状況の報告書を作成・提出する。

② 成果物の提出

下記ア・イ・ウについては、データを提出するものとし、あわせて紙媒体に出力したものを提出するものとする。

（ア）啓発用動画

（イ） 5（3）エで作成した広告データ

（ウ） 配信報告書

※配信終了後15日以内に、配信報告書を提出するものとする。

## 6 動画制作・納品における留意事項

- ① 撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを受託者にて行うこと。
- ② 映像制作にあたっては、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とするが、手続き等は受託者にて行うこと。
- ③ 動画コンテンツに込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。
- ④ BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- ⑤ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
- ⑥ それぞれの動画について、動作確認を2回以上行うものとする。
- ⑦ 動画作成においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。なお、屋外での撮影が想定されるため、音声については質の高い音声を記録できるようにすること。
- ⑧ 撮影にあたっては、実績のあるカメラマンにて行うこと。
- ⑨ 業務の実施に必要なソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- ⑩ 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- ⑪ 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- ⑫ 納品は、以下の2形態にて最適な解像度でおこなうこと。
  - ア DVD・Blu-ray disc 納品各2セット
  - イ 動画データの納品1セット
- ⑬ ⑫アの納品は、プレイヤーによる再生可能な形式にて、メニュー画面を用意し、チャプター等で再生時に選択可能な機能を有したものとする。
- ⑭ 動画の縦横比は16：9とすること。
- ⑮ 納品物にはそれぞれタイトル等を印字すること。

- ⑯ 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- ⑰ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- ⑱ 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

## 7 業務実施上の注意事項

### (1) 契約の締結

本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

### (2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

### (3) 業務の履行に関する措置

本業務の履行については、委託者の指示に従うこと。

### (4) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

### (5) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

### (6) 納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

### (7) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (8) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

### (9) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いを、以下のとおり定め

る。

ア 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。

イ 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ウ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(10) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、責任及び負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。

(11) 再委託

受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

(12) その他

① 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

② 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。